

広島県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十一年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町川根字南二重谷六一〇番五地先から 安芸高田市高宮町川根字南亀谷八七二番一地先まで	〇 〽 一一・〇〇 三三・〇〇	〇 〽 一一・〇〇 三五・〇〇	三・八〇〽 七・二〇	二二七・〇〇 二二七・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二二五・〇〇 メートル